

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年3月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100153 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2100067 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成25年7月25日は20万円、同年12月25日は19万6,000円、平成26年7月25日及び同年12月25日は20万5,000円、平成27年7月24日は21万5,000円、平成28年12月22日は22万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成25年12月25日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

なお、平成25年12月25日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成25年7月25日
② 平成25年12月25日
③ 平成26年7月25日
④ 平成26年12月25日
⑤ 平成27年7月24日
⑥ 平成28年12月22日

A社から、請求期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていなかったが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

賞与明細書（写）等を提出するので、調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る

記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）及びB銀行C支店の預金通帳（写）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、賞与明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は19万6,000円、請求期間③及び④は20万5,000円、請求期間⑤は21万5,000円、請求期間⑥は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年7月25日、同年12月25日、平成26年7月25日、同年12月25日、平成27年7月24日及び平成28年12月22日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、賞与明細書（写）により、20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100170 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2100066 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月11日は10万円、同年12月12日は16万7,000円、平成21年7月10日は11万円、同年12月11日は20万円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日、同年12月12日、平成21年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日、同年12月12日、平成21年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

なお、平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額16万7,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成20年7月
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月

A社から、請求期間①から④までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていなかったが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、事業主から提出された請求者に係る賞与明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万円、請求期間②は16万7,000円、請求期間③は11万円、請求期間④は20万円とすることが必要である。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、賞与明細書には日付の記載がないが、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報台帳（ハードコピー）（以下「被保険者情報台帳」という。）において確認できる賞与支払年月日及び事業主の回答により、請求期間①は平成20年7月11日、請求期間②は同年12月12日、請求期間③は平成21年7月10日、請求期間④は同年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月11日、同年12月12日、平成21年7月10日及び同年12月11日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、賞与明細書及び被保険者情報台帳により、請求者は、平成20年12月12日に17万円の標準賞与額に相当する賞与の支払をA社から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額16万7,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100171 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2100068 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成22年12月24日は20万円、平成23年7月25日及び同年12月22日は21万円に訂正することが必要である。

平成22年12月24日、平成23年7月25日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月24日、平成23年7月25日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成22年12月
② 平成23年7月
③ 平成23年12月

A社から、請求期間①から③までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていなかったが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出された請求者に係る預金元帳、複数の同僚から提出された請求期間①から③までに係る賞与明細書（写）及び事業主の回答から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から③までの賞与支払年月日については、上記の預金元帳において確認できる振込日及び事業主の回答から、請求期間①は平成22年12月24日、請求期間②は平成23年7月25日、請求期間③は同年12月22日とすることが妥当である。

また、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記の預金元帳及び同僚の賞与明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②及

び③は21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年12月24日、平成23年7月25日及び同年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年12月24日、平成23年7月25日及び同年12月22日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。